

○総務省告示第千一百四十九号  
無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十条の七第一項第四号及び第二項第四号の規定に基づき、デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を

次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。  
なお、平成二年郵政省告示第五百六十九号(「デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を定める件」)は平成十七年十一月三十日限り廃止する。

平成十七年十月二十一日 総務大臣 麻生 太郎

- 一 J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備は、次の条件に適合する」ととて、  
通信(以下「デジタル選択呼出装置等による通信」という。)を行う船舶局の無線設備は、次の条件に適合する」ととて、  
に取扱いが容易なものである」と。  
選択された周波数は、容易に確認できるものである」と。  
機械的雑音が少ないものである」と。  
○から九までの数字の入力パネルを有する場合は、その数字のキー配列は国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告E.161によるものである」と。  
遭難警報を送出するための専用のボタンは、独立した以上の操作により動作するものであり、かつ、前号の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構(I.S.O.)の規格によるキーボードのキーでない」と。  
遭難警報が送信されていることを示す機能を有する」と。  
空中線の断線又は空中線端子の短絡からの保護手段を有する」と。  
過剩電流、過剩電圧、電源の過渡変動及び電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有する」と。  
露出した金属部分は、接地することができる」と。  
電源端子は、接地されていないこと。  
電圧五五ボルトを超える電気(高周波のものを除く。)を通ずる導電部は、容易に露出しないよう、遮へい体を開けたときは、自動的に電源が遮断される構造である」と。  
通常の取付位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されている」と。  
デジタル選択呼出装置等による通信を行つ船舶局であつて、一、大〇大・五kHzから一六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備は、前項に掲げるもののほか、次の条件に適合する」と。  
送信周波数及び受信周波数は、それそれ独立して選択する」と。  
周波数二、一八一Hzに切り替える場合には、その電波型式はJ三Eが自動的に選択される機能を有する」と。  
装置の一部を加熱する必要がある場合は、給電後三十分以内に一定の温度に達するものである」と。なお、加熱回路に供給する電力は、他の回路に電力を供給するスイッチの「断」により切れるものであつてはならない。  
電源投入後、送信装置の一定部分に電圧の供給を遅延させる必要がある場合は、この遅延は自動的に行われるものである」と。  
三 デジタル選択呼出装置等による通信を行つ船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、第一項に掲げるもののほか、次の条件に適合する」と。

1 一六チャネル(一五六・八MHz)と七〇チャネル(一五六・五一MHz)は、他のチャネルと明確に区別し得るよう表示するものである」と。

2 スケルチ制御が行えること。  
一六チャネル音声出力は、船上において通常予想される周囲雑音の中で聽守するのに十分なものであること。

平成八年郵政省告示第五百七十四号附則第一項の規定の適用があるデジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件は、この告示の施行後においても、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第千一百三十四号

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第千五百号)第二条第六項第三号の規定に基づき、昭和五十年郵政省告示第六百二十号(無線局免許手続規則第一条第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用する)ができる装置を定める等の件)の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年十月二十一日 総務大臣 麻生 太郎

表二十の項中「設備規則第七条第十四項第六号」を「設備規則第十四条第一項の表十一の項」に改める。

○総務省告示第千二百三十五号

登録点検事業者等規則(平成九年郵政省第七十六号)第十条及び別表第四号第三の二の規定に基づき、平成九年郵政省告示第六百六十六号(登録点検事業者等が行う点検の実施方法等を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十一日 総務大臣 麻生 太郎

第一の第三項第二号の表2の項中「すべての周波数ごとに」を「設備規則別表第三号」や「設備規則別表リニアス发射の強度の許容値を規定する周波数範囲において」と、「設備規則第7条」や「設備規則別表第三号」と「変調端子」や「変調信号入力端子」に各々、同項の次に次のものに置く。

2の2 不要発射の強度

ア 原則として設備規則別表第三号における不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち9kHzから110GHzまでの周波数範囲で測定する。中心周波数の2倍の周波数のうちいすれか高い周波数までの周波数範囲で測定する。

イ 無線設備の構成(フィルタ、増幅器、導波管その他の機器の使用の状況等)により、特定の周波数範囲において明らかに許容値を満足することができ、既知の周波数特性を示す書類等により合理的に確認できる場合は、その旨を記載することで、当該周波数範囲の測定に代えることができる。

また、給電点から後段で使用する機器により不要発射が減衰することが明らかとなるときは、測定値から減衰量により補正した値を測定値とすることができる。

ウ アマチュア局にあつては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。

エ 原則として無線設備を通常の変調状態で動作させたときに給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力(無線測定業務を行つ無線局、30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び单側帯波形を使用する放送局又は30MHz以下の周波数の電波を下向する無線局に限る。)の送信設備(実数零点単純波形変調方式を用いるもの)を除く。)にあつては、(尖端電力)を測定した値又はその値を設備規則別表第三号に定めるところにより搬送電力若しくは平均電力と比較した差を不要発射の強度とする。ただし、通常の測定が不可能なものについては、無変調状態において測定した値を不要発

第一の第三項第一号の表注3中「スプリアス発射」の次に「又は不要発射」を加へる。

才 不要発射の強度は、設備規則別表第3号に規定する参照帶域幅あたりの値に換算したものと、同表に規定する単位で記載する。

電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。

給電点の端子等において測定することができず、電界強度の測定による場合において、測定領域において外来波の影響を除去することができず測定値が信頼できない周波数範囲があるときは、その周波数範囲の測定を省略することができる。

基本周波数帯の範囲	下限	上限
9 kHzを超え100MHz以下	9 kHz	1 GHz
100MHzを超え300MHz以下	9 kHz	第10次高調波
300MHzを超え600MHz以下	30MHz	3 GHz
600MHzを超え5.2GHz以下	30MHz	第5次高調波
5.2GHzを超えて13GHz以下	30MHz	26GHz
13GHzを超えて150GHz以下	30MHz	第2次高調波
150GHzを超えて300GHz以下	30MHz	300GHz

3 2 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十九号)附則第三条第一項(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)第三項若しくは第五項又は第六条によりその技術的条件をなお従前の例によるものとされた無線設備の点検については、平成三十四年十一月三十日まではなお従前の実施方法によることができる。  
この告示の施行の日から当分の間は、この告示による改正後の第一の第三項第二号2の2欄中ア

○総務省告示第二百三十八号  
端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第十九条、第二十条、第二十一条及び第三十六条の規定に基づき、平成五年郵政省告示第六百十一号（端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件）の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年十月二十一日

第一項第一号中「第七条第十五項」を「第九条の四第三号」に改める。

総務大臣 麻生 太郎

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十五の二第一項第八号、第五十八条の二の六第一項第八号、第五十八条の二の九の二第一項第八号及び別表第一号第48並びに別表第三号30の規定に基づき、総務大臣が告示する一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十五年総務省告示第六百八十四号（一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）は平成十七年十一月三十日限りで廃止する。

平成十七年十月二十一日  
搬送波のスペクトルの空中線電力に対する減衰量  
総務大臣 麻生 太郎

MHz の帯域幅当たりの空中線電力に対する減衰量 Asm は、次の式により求められる値以上であるこ

$$Asm = a + b \times (pd - 50) + 10\log(BWch) \quad dBc$$

アスムスの算出式

pdは離調周波数対1チャネルの帯域幅比 [%]、Bwchは1チャネルの帯域幅 [MHz]とする。  
大56dBcとする。

a 及びbは次のとおりとする。  
ア 1チャネルの帯域幅が20MHz以下の場合。

pd=100%以上250%以下のとき、 $a = -11dBc$ ,  $b = 0.3$   
 1チャネルの帯域幅が20MHzを超える場合  
 $\mu = -30dBc \pm 1000$ Hz間で、 $a = -11dBc$ ,  $b = 0.3$

a=11dBc, b=0.4  
II- 隣接チャネルの帯域における空中線電力に対する減衰量

口心周波数から一チヤネルの帯域幅を大周波数及び一チヤネルの帯域幅の一倍離れた周波数を中心として±〇・四五×一チヤネルの帯域幅の帯域内に輻射される空中線入力端における空中線電力に対する減衰量が次により求められる値以上となること。

ア 中心周波数から1チャネルの帯域幅離れた周波数を中心として $\pm 0.45 \times 1$ チャネルの帯域幅の  
帯域内

BWChは1チャネルの帯域幅 [MHz]とする。  
中心周波数から1チャネルの帯域幅の二倍離れた周波数を中心として $\pm 0.45 \times 1$ チャネルの帶

域幅の帶域内